

## 7.13 廃棄物等

### 7.13.1 切土工等による建設工事に伴う副産物の影響

#### (1) 予測

##### 1) 予測項目

予測項目は建設工事に伴う副産物（残土、廃棄物等）とした。

##### 2) 予測方法

###### ① 残土

工事計画等に基づき建設工事に伴う残土の発生量を予測した。

###### ② 建設工事に伴う廃棄物等

工事計画等に基づく建設工事に伴う廃棄物等の種類ごとの発生量及び処理等の方法を予測した。

##### 3) 予測地域・予測地点

予測地域は対象事業実施区域とした。

##### 4) 予測期間

予測期間は全工事期間とした。

##### 5) 予測結果

###### ① 残土

工事に伴う残土の発生量は、表 7.13-1及び図 7.13-1に示すとおりである。

残土量削減前の発生土は約35,200m<sup>3</sup>、再利用土は20,900m<sup>3</sup>、残土は14,300m<sup>3</sup>であったが、焼却施設の発生土のうち10,000m<sup>3</sup>を粗大・リサイクル施設の基盤造成に再利用して残土量が4,300m<sup>3</sup>となるよう削減し、建設工事に伴う廃棄物等の影響を低減する。

表 7.13-1 工事の実施による残土の発生量の予測結果

種別	発生土	再利用土	残土
焼却施設	23,200m <sup>3</sup>	(8,900) 18,900m <sup>3</sup>	(14,300) 4,300m <sup>3</sup>
粗大・リサイクル施設	12,000m <sup>3</sup>	(12,000) 12,000m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>
合計	35,200m <sup>3</sup>	(20,900) 30,900m <sup>3</sup>	(14,300) 4,300m <sup>3</sup>

注) ( ) 内数値は、残土量削減前の数値を示す。



図 7.13-1 工事の実施による残土の発生量の予測結果

② 建設工事に伴う廃棄物等

建設工事に伴う廃棄物等の発生量及び処分等の方法を表 7.13-2及び表 7.13-3に示す。

表 7.13-2 焼却施設の建設に伴う廃棄物等の発生量及び処分等の方法

種類		単位	発生量	処理等の方法	
廃プラスチック類		t	50	産業廃棄物処理業者に委託処理	再資源化 安定型処分場または管理型処分場に埋立
木くず		t	150		建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化
紙くず		t	10		再資源化
金属くず		t	250	製鉄等原料として売却	再資源化
ガラス及び陶磁器くず		t	110	産業廃棄物処理業者に委託処理	再資源化 安定型処分場に埋立
が れ き 類	コンクリート破片	t	120		建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化
	アスファルト・コンクリート破片	t	20		再資源化 安定型処分場に埋立
	その他のがれき類	t	40		再資源化 管理型処分場に埋立
建設汚泥		m <sup>3</sup>	1,700		再資源化 管理型処分場に埋立
その他		t	100	再資源化 管理型処分場に埋立	

表 7.13-3 粗大・リサイクル施設の建設に伴う廃棄物等の発生量及び処分等の方法

種類		単位	発生量	処理等の方法	
廃プラスチック類		t	10	産業廃棄物処理業者に委託処理	再資源化 安定型処分場または管理型処分場に埋立
木くず		t	30		建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化
金属くず		t	10	製鉄等原料として売却	再資源化
ガラス及び陶磁器くず		t	20	産業廃棄物処理業者に委託処理	再資源化 安定型処分場に埋立
が れ き 類	コンクリート破片	t	20		建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化
	アスファルト・コンクリート破片	t	60		再資源化 安定型処分場に埋立
	その他のがれき類	t	20		再資源化 管理型処分場に埋立
建設汚泥		m <sup>3</sup>	2,000		再資源化 管理型処分場に埋立
その他		t	200	再資源化 管理型処分場に埋立	

(2) 環境保全措置

1) 残土

本事業では、工事の実施による残土の影響を低減するために、表 7.13-4に示す環境保全措置を講ずる計画である。

表 7.13-4 建設工事に伴う残土の影響に係る環境保全措置

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
発生土再利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生土を盛土や埋め戻しなどに出る限り再利用するよう努める。</li> <li>焼却施設の残土は、粗大・リサイクル施設の基盤造成において再利用するよう計画する。</li> </ul>	発生土の有効利用により、残土の発生量が低減される。	他の環境への影響はない。

2) 建設工事に伴う廃棄物等

本事業では、建設工事に伴う廃棄物等の影響を低減するために、「奈良県における「建設リサイクル」の実施に関する指針」（平成14年3月）に基づき、表 7.13-5に示す環境保全措置を講ずる計画である。

表 7.13-5 建設工事に伴う廃棄物等の影響に係る環境保全措置

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
発生量の抑制 再利用の推進 適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の排出量を抑制するため、廃棄物の分別排出を徹底し、金属くずについては有効利用する。</li> <li>特定建設資材廃棄物については、種類ごとの分別排出を徹底し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、再資源化施設に搬出して処理を行う。</li> <li>再資源化等が困難な廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分場で処分すべき品目及び管理型処分場で処分すべき品目を分別して適正に処理する。</li> </ul>	廃棄物等の排出量抑制、再資源化、適正処分により、建設工事に伴う廃棄物等の影響の低減が見込まれる。	他の環境への影響はない。

### (3) 事後調査

発生土再利用や発生量の抑制、再利用の推進、適正処理等の環境保全措置を講ずる計画であることから、事後調査は実施しないこととした。

### (4) 評価

#### 1) 評価の手法

環境保全措置の実施方法等について検討した結果、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る残土及び廃棄物等の排出量ができる限り抑制されているかについて評価した。

#### 2) 評価結果

##### ① 残土

本事業では、工事の実施による残土の影響を低減するため、焼却施設の発生土を粗大・リサイクル施設の基盤造成に再利用するなど、残土の発生を極力抑制する計画である。このため、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

##### ② 建設工事に伴う廃棄物等

建設工事に伴い発生する廃棄物については、「奈良県における「建設リサイクル」の実施に関する指針」（平成14年3月）に基づき、排出量抑制、再資源化、適正処理に向けた環境保全装置が講じられることから、事業者の実行可能な範囲内で建設工事に伴う廃棄物の最終処分量ができる限り低減されているものと評価する。

### 7.13.2 施設の稼働により発生する廃棄物の影響

#### (1) 予測

##### 1) 予測項目

予測項目は施設の稼働により発生する廃棄物とした。

##### 2) 予測方法

施設（焼却施設）の稼働計画に基づく種類ごとの廃棄物発生量を、想定される焼却炉の方式ごとに予測した。

##### 3) 予測地域

予測地域は対象事業実施区域とした。

##### 4) 予測期間

予測期間は施設の稼働が定常の状態となる時期とした。

##### 5) 予測結果

焼却炉方式ごとの予測結果を表 7.13-6に示す。

表 7.13-6 施設の稼働により発生する廃棄物

種 別	単 位	ストーカ式	流動床式
焼却灰	t/年	7,192	—
不燃物（湿）	t/年	—	1,642
飛 灰	t/年	2,407	5,834
合計	t/年	9,599	7,476

#### (2) 環境保全措置

本事業では、施設（焼却施設）稼働により発生する廃棄物の影響を低減するため、表 7.13-7に示す環境保全措置を講ずる計画である。

表 7.13-7 施設の稼働により発生する廃棄物の影響に係る環境保全措置

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
発生量の抑制 適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼却ごみ量の削減に向け、構成市町村に対して、分別の徹底による焼却ごみの減量化を指導する。</li> <li>廃棄物は最終処分場の処理基準を遵守し適正に処理する。</li> </ul>	廃棄物量が抑制されることにより、施設の稼働により発生する廃棄物の影響の低減が見込まれる。	他の環境への影響はない。

### (3) 事後調査

発生土再利用や発生量の抑制、再利用の推進、適正処理等の環境保全措置を講ずる計画であることから、事後調査は実施しないこととした。

### (4) 評価

#### 1) 評価の手法

施設の稼働により発生する廃棄物等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内である限り回避または低減されているかどうかについて評価する。

#### 2) 評価結果

施設の稼働により発生する廃棄物について、発生量を出来るだけ抑制し、適正に処分する計画であることから、事業者の実行可能な範囲内で施設稼働により発生する廃棄物の影響ができる限り低減されているものと評価する。

#### [参考]

施設の稼働により発生する廃棄物（焼却灰及び飛灰）の発生量について、組合を構成する各市町村における平成27年度現在の処理による廃棄物量は、合計で10,473t/年となる（表7.13-8参照）。

表7.13-6に示した本事業による廃棄物の発生量は、7,476～9,599t/年となるため、新ごみ処理施設建設により約1～3割の削減となる見込みである。

表 7.13-8 構成市町村における廃棄物量（平成27年度）

市町村	廃棄物量(t/年)
大和高田市	3,122
天理市	3,525
山添村	114
三郷町	1,224
安堵町	321
川西町	344
三宅町	267
上牧町	613
広陵町	278
河合町	665
合計	10,473